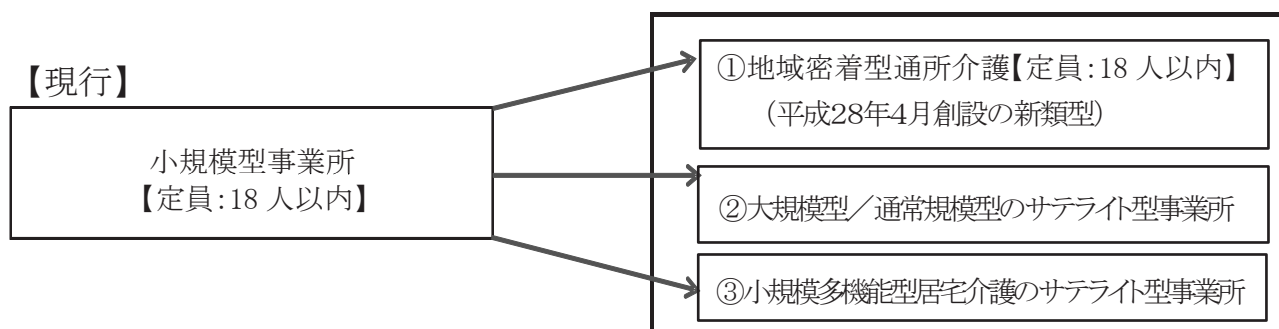


第 10 地域密着型通所介護事業所の創設について (平成 28 年 4 月～)

概要図



名古屋市においては、平成 28 年 4 月の地域密着型通所介護創設に向けて、下記のとおり各種手続きを開始します。(66 ページのスケジュールを参照)

なお、国から詳細な基準等が示されておりませんので、以下の内容は今後、変更される可能性があることをご承知おきください。

1 共通事項

平成 28 年 2 月末日の段階で、以下の①から③の分類のいずれかに該当するかを名古屋市として把握する必要があるため、定員を 19 名以上に変更することにより地域密着型通所への移行対象からはずれる場合や②～③への移行する場合は、平成 28 年 2 月末日までに変更届または指定申請の協議を提出いただくようお願いします。

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 地域密着型通所介護へ移行する場合 | ⇒下記「2」参照 |
| ② サテライト型通所介護へ移行する場合 | ⇒下記「3」参照 |
| ③ サテライト型小規模多機能型居宅介護へ移行する場合 | ⇒下記「4」参照 |

※サテライトとは本体事業所の出張所です。

2 地域密着型通所介護への移行を選択する場合

(1) 移行手続きについて

平成 28 年 3 月 31 日現在の定員が 18 人以下の通所介護事業所で、地域密着型通所介護への移行する場合は、手続きは必要ありません。平成 28 年 4 月 1 日付で移行となります。

(2) 指定更新期限について

移行後の指定更新期限は、移行前の通所介護としての更新期限が引き継がれます。

更新期限の前々月の上旬に更新申請が必要ですが、更新期限のおよそ3か月前を目途にご案内をお送りしますので、指定された日時にご来庁ください。

(3) 他市町村介護保険被保険者の利用について

ア 指定申請について

地域密着型通所介護事業所は、「地域密着型サービス」になりますので、原則、他市町村の介護保険被保険者は利用することができません。他市町村の利用者が利用するためには、他市町村から別途指定を受ける必要があります。

ただし、平成28年3月31日現在、他市町村の介護保険被保険者が利用している事業所については、平成28年4月1日に当該他市町村からも地域密着型通所介護として指定があったものとみなされますので手続きは不要です。

イ 更新申請について

同様に当該他市町村への更新手続きが必要です。該当の事業所におかれましては、該当となるすべての他市町村に対して、更新手続きの協議をしてください。

3 サテライト型通所介護への移行を選択する場合

同一法人、同一指定権者内、車で20分以内の距離

本体通所介護事業所
(定員19名以上)

サテライト型通所介護事業所
(定員18名以下)
※最大2箇所まで

※基本報酬は、本体事業所とサテライト型事業所の利用者の合計で算定

※平成28年2月末までに届出が必要

(本体事業所 → サテライト追加の変更届)

(サテライトとなる通所介護事業所 → 廃止届)

(1) 同一法人の通所介護事業所であること

同一法人内に、一定の要件を満たした定員19人以上の通所介護事業所を運営している場合、そのサテライト型通所介護になることを選択することが可能です。その場合、サテライト型となる通所介護事業所を平成28年3月31日付けで廃止する「廃止届」、本体事業所側から「平成28年4月1日付けでサテライト型事業所の指定を受けた」という「変更届」を提出していただきます。「廃止届」「変更届」の提出期限は、平成28年2月末とします。

(2) サテライト型通所介護事業所の要件

1つの本体事業所が持つことができるサテライト型事業所の数は2箇所までとし、サテライト型事業所の定員の合計は本体事業所を超えることはできません。

また、サテライト型事業所が存在しえる位置は、本体事業所と同一の指定権者管内のみとなります。(名古屋市内に本体事業所とサテライト型通所介護事業所の両方が所在する必要がある。)

本体事業所から一般的な経路における車での移動で20分以内の距離までとなりますのでご注意ください。

(3) サテライト型通所介護の人員基準等について

サテライト型通所介護事業所としての人員・設備・運営・報酬基準については、現在検討中のため決定次第「NAGOYA かいごネット」で公表します。

なお、基本報酬については本体とサテライトの利用者の合計で算定していただくこととなります。

4 サテライト型小規模多機能型居宅介護への移行を選択する場合

同一法人、同一指定権者内、車で20分以内の距離

本体小規模多機能型居宅介護事業所
(定員29名まで)

サテライト型
小規模多機能型居宅介護事業所
(定員18名まで)

- ※最大2箇所まで
- ※定員については本体の小規模多機能型居宅介護事業所の定員を超えることは不可
- ※平成30年度末までに宿泊室の設置が必要

*基本報酬は、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を算定

※平成28年2月末までに届出が必要

(通所介護→廃止)

(サテライト型小規模多機能→指定申請)

(1) 同一法人の小規模多機能型居宅介護事業所であること

同一法人内に、平成28年3月31日現在小規模多機能型居宅介護事業所を運営している場合、そのサテライト型小規模多機能型居宅介護になることを選択できます。(あ

くまで小規模多機能型居宅介護となるものであり、通所介護ではありませんのでご注意ください。) その場合、サテライト型となる通所介護事業所を平成 28 年 3 月 31 日付で廃止する「廃止届」、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「サテライト」という。)として平成 28 年 4 月 1 日付けで「新規指定申請」を申請していた
くこととなります。「廃止届」「新規申請書」の提出期限は、平成 28 年 2 月末ですが、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の新規申請のためには平成 28 年 1 月末までに事前申出書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

(2) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の要件

1 つの本体事業所が持つことができるサテライトの数は 2 箇所までであり、1 箇所のサテライトが利用契約できる定員の上限は 18 名です。また、サテライトとして存在しえる位置は、本体事業所と同一の指定権者管内のみとなります。(名古屋市内に本体事業所とサテライトの両方が所在する必要がある。)

(3) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室の設置について

サテライトの宿泊室については、平成 30 年 3 月 31 日までに増築・改築等で確保する必要があります。詳細については、国等から通知があり次第「NAGOYA かいごネット」で公表します。

(4) サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準等について

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所という種別はすでに存在していますので、その人員基準・設備基準・運営基準となります。

「定員18人以下」通所介護の移行スケジュール表

選択肢	区分	平成28年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
[移行案①：地域密着型デイへ] 更新手続きのみ(他市町村更新手続き含む)	手続きの流れ	指定申請不要。 通所介護事業所としての現行の更新期限の前々月の上旬に更新申請書提出。(例：平成28年4月中に更新期限を迎える事業所については、平成28年2月上旬に提出。) なお、平成28年3月31日現在他市町村の介護保険被保険者が利用しており、かつ、更新期限後も引き続き利用する場合は、別途当該他市町村あて更新申請が必要。該当の場合は、当該他市町村と確実に協議してください。					
	実態の動き	通所介護			名古屋市指定の地域密着型通所介護	更新手続きを行えば、引き続き地域密着型通所介護	
					他市町村指定の地域密着型通所介護	更新手続きを行えば、引き続き地域密着型通所介護	
[移行案②：定員19人以上通所介護のサテライト型通所介護へ] 現行の通所介護事業所の廃止届及び本体型事業所の変更届	手続きの流れ		→ 2月1日から2月末の間に廃止届及び変更届提出				
	実態の動き	通所介護			サテライト型通所介護(本体事業所の更新時に同時に更新となる)		
[移行案③：サテライト型小型小規模多機能へ] 現行の通所介護事業所の廃止届及びサテライト型小規模多機能としての新規申請	手続きの流れ	→ 1月末までに新規申請のための事前届出書提出	→ 2月1日から2月末の間に廃止届及び新規申請書提出				
	実態の動き	通所介護			サテライト型小規模多機能型居宅介護(更新期限は6年後の平成34年3月31日である)		